

資 料

(国税関連)

平成 22 年 2 月 22 日

財務省

目 次

- 平成 22 年度税制改正大綱（抄） 1
- 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ 2
- 税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件 3
- 「見える番号であること」について 4
- 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要 5
- 個人付番されている既存の番号制度について（税務に利用する視点からの整理） 6
- 主要国における資料情報の概要（個人） 7
- 税務情報（国税）に関する管理 8

平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日
閣 議 決 定

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

(3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。

2. 個人所得課税

(1) 所得税

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能薬ではないという認識も必要です。

④ 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ

給付付き税額控除は多くの先進国で既に導入されています。我が国で導入する場合には、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進めます。

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

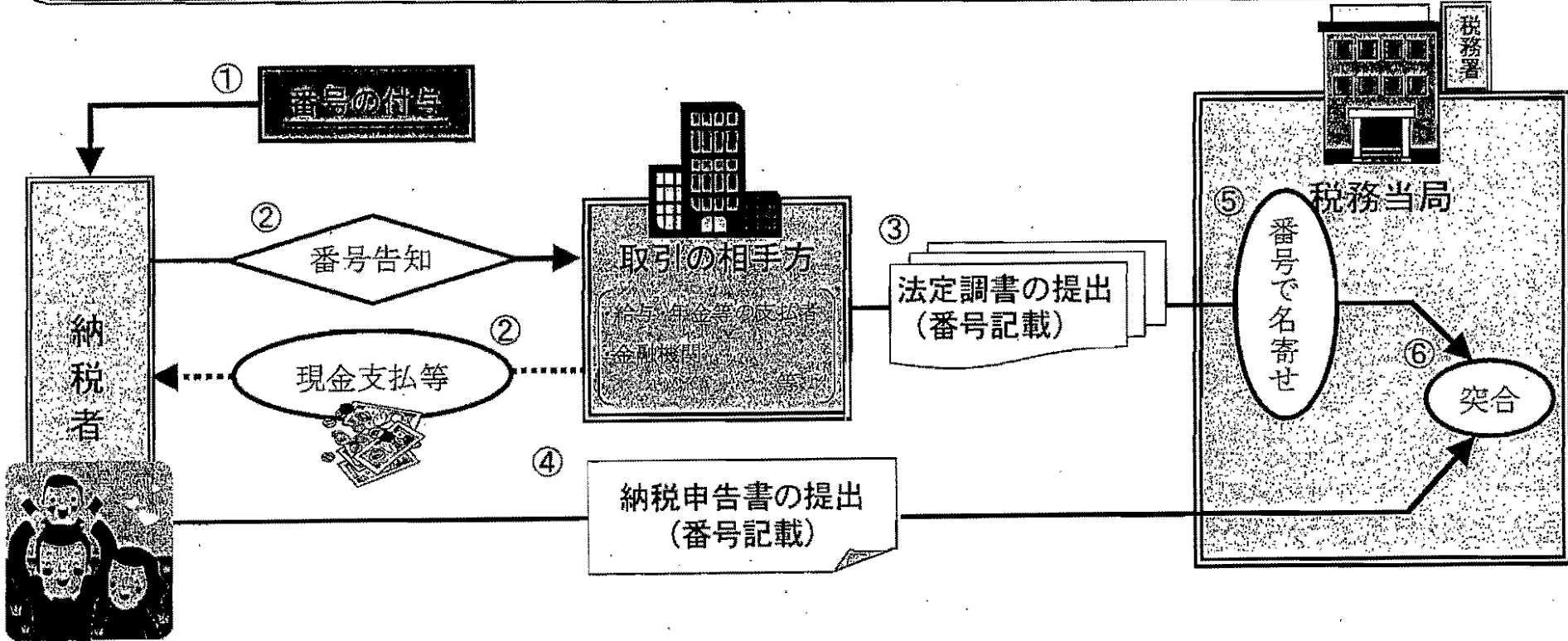
税務面における「番号制度」とは、納税者に^{しっかい}悉皆的に番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件

- ① 「^{しっかい}悉皆的に付番されていること」
(課税の公平を確保できるよう、課税所得を生じうる者に^{しっかい}悉皆的に付番されていること)
- ② 「一人一番号が確保されていること」
(番号による名寄せ・突合が効率的かつ正確に行えるよう、納税者の住所、氏名の変更が速やかに把握され、一の納税者に対し同じ一つの番号が付与されている関係が確保されていること)
- ③ 「民－民－官の関係で利用できること」
(納税者本人(民)が取引相手方(民)に番号を告知し、取引相手方(民)がその番号を記入した法定調書を税務当局(官)に提出するという「民－民－官」の関係で利用できる番号であること)
- ④ 「目で見える番号であること」
(取引相手方(第三者)が、法定調書に記載すべき納税者本人の番号を容易に確認できるよう、目で見える番号であること)

「見える番号であること」について

＜現行の法定調書の提出枚数(上位10種)＞

順位	区 分	主な提出義務者	提出枚数(枚)
1	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	証券会社	5,793万
2	公的年金等の源泉徴収票	社会保険庁	3,389万
3	給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	1,954万
4	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	株式会社	1,504万
5	先物取引に関する支払調書	証券会社	1,150万
6	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	1,078万
7	生命保険契約等の一時金の支払調書	生命保険会社	973万
8	生命保険契約等の年金の支払調書	生命保険会社	822万
9	不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	505万
10	株式等の譲渡の対価の支払調書	証券会社	461万
52種類の法定調書の合計			1億9,439万

(注)国税庁調べ(平成20年7月から21年6月までの計)。なお、現行の法定調書は53種類。

＜法定調書の例＞

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称				
区 分	期 日	支 払 金 額	源泉徴収税額		
		円 角 分	円	円	円
[留保]					
支払者	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	[電 話]			
発 行 機 構	①	②			

209-1

左例の場合、「番号制度」導入後、報酬、料金等の支払者は、報酬等の支払を受ける納税者本人の「番号」を確認し、左の法定調書に記入して税務署に提出することとなると考えられる。

調書の提出義務を負う事業者の数は多く、経営規模も多様であることから、特別の設備等を用いなくとも容易に番号が確認できるよう、「目で見える番号であること」が必要となる。

＜法定調書の提出者数(上位3区分)＞

区分	提出すべき者	提出者数
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	238万
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	222万
不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	128万

(注)国税庁調べ(平成20年7月から21年6月までの計)。なお、提出者数については、給与の支払事務が支店単位で行われている場合には、本店と支店の延べ件数となっていることに留意。